

【介護扶助運営要領第1-2-(4)-イに基づき対応】の補足

「生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成12年3月31日厚生省社会・援護局長通知（介護扶助運営要領）」では、関係機関等との連携に関し、第1-2-(4)都道府県介護保険担当部局のイにおいて、生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び第1号事業のサービスを実施する者（以下「第1号事業サービス実施者」という。）を含む。）に関する情報を提供すること、と示されている。

当府では、上記規定に基づき、介護保険部局が大阪府国民健康保険団体連合会から取り寄せた府内市町村の指定データを毎月生活保護部局へ提供してもらうことで、みなし指定等でも支障なく事務が遂行できており、介護機関及び行政で業務負担が軽減されている状況である。

併せて、指定取消情報についても、みなし指定の介護事業者に限らず、毎月全ての介護事業者指定取消情報の情報提供も受けている。

したがって、届出先が事業の種別により異なる場合があるため事務負担が生じるとの1次回答については実務の現状にそぐわない内容となっている。

介護扶助運営要領第1-2-(4)

第一 介護扶助運営方針

二 関係機関等との連携

(四) 都道府県介護保険担当部局

都道府県介護保険担当部局に対して、生活保護の指定介護機関に係る指定に関し、次の依頼を行い、必要な協力を得ること。

ア 都道府県又は市町村の介護保険担当部局は、介護保険の指定又は開設許可の申請があった介護機関に対して、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法第五四条の第二項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の生活保護担当部局（国の開設した介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出すること。

イ 生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び第1号事業のサービスを実施する者（以下「第1号事業サービス実施者」という。）を含む。）に関する情報を提供すること。